

なかの



Vol. 240

(2ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

掲 示 板 (3~6月行事予定表)



※下記の予定は、2月1日現在の判断で予定しておりますので、中止又は延期になる場合もあります。
 詳細は、中野法人会事務局宛てに連絡願います。TEL 3388-6896

月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
3月	1日(火)	13:00~17:00	◎無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	3日(木)	18:00~19:00	青年部会・役員会	法人会館+WEB	
	4日(金)	11:00~12:00	広報委員会	法 人 会 館	
	8日(火)	10:30~12:00	厚生共益事業委員会・公益事業委員会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	//	11:40~12:20	女性部会・役員会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	10日(木)	10:30~12:00	総務委員会・組織委員会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	11日(金)	10:30~12:00	税制税務委員会	法 人 会 館	
	14・15・16・17日	9:30~14:00	生活習慣病健診	中野 サンブラザ 7F 研修室10	
	15日(火)	15:00~16:00	◆東法連・理事会	明 治 記 念 館	会長
	17日(木)	17:00~18:00	理事会	中野 サンブラザ 11F アネモルム	
	24日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
4月	4日(月)	14:00~15:00	女性部会第333回研修会	法 人 会 館	
	//	15:00~15:30	女性部会第41回定時総会	法 人 会 館	
	5日(火)	13:30~16:00	書き方説明会	法 人 会 館	対象・3月決算
	8日(金)	16:30~17:30	青年部会第567回研修会	法 人 会 館	
	//	17:30~18:00	青年部会第42回定時総会	法 人 会 館	
	14日(木)	14:00~18:30	●第17回法人会全国女性フォーラム(静岡県)	ツインメッセ静岡	
	15日(金)	10:30~11:30	中野税務懇談会	署・別館2階会議室	会長・佐藤
	20日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
5月	21日(木)	10:30~12:00	総務委員会	法 人 会 館	
	//	13:30~15:00	監査会(令和3年度決算・監査)	法 人 会 館	
	9日(月)	13:00~17:00	無料法律相談	法 人 会 館	
6月	10日(火)	17:00~18:00	理事会	中野 サンブラザ 13F スカイルーム	
	11日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	12日(木)	13:30~16:00	新設法人説明会	法 人 会 館	
	24日(火)	15:00~16:00	◆東法連・理事会	明 治 記 念 館	会長
	1日(水)	13:00~17:00	無料法律相談	法 人 会 館	
7月	2日(木)	16:00~17:00	(第1部)第11回通常総会	中野 サンブラザ 13F コスモルム	
	//	17:15~18:00	(第2部)感謝状贈呈式	中野 サンブラザ 13F コスモルム	
	13・14・15日	13:30~15:30	第45回初歩の簿記講習会Aコース実務)	法 人 会 館	
	16・17日	13:30~15:30	第45回初歩の簿記講習会Bコース(経営理論)	法 人 会 館	
	23日(木)	17:00~18:00	第23回健康セミナー	中野サンブラザ14F クレセントルーム	

3月号の目次

(新春特別企画) 署長講演会・新年賀詞交歓会

2022 VOL.240

新年賀詞交歓会

会長・副会長の皆様&署の幹部の皆様 他 …… 3
 各賞の表彰式・無料法律相談・祝辞(佐竹署長様) 3・4
 中野区だより(成人のつどい・社会福祉協議会へ寄付) 4
 (新春特別企画) 署長・講演会(講師:佐竹署長様) …… 5
 知っとくと得情報(税の豆知識)(山岡税理士) …… 6~7
 (全法連) 行動する法人会=令和4年度税制改正提言 8~9

税務署だより(確定申告) …… 10
 税務署だより(マイナンバーカードが便利) …… 11
 税務署だより(確定申告×マイナポータル) …… 12・13
 都税だより(eLTAXの活用) …… 14
 中野だより(初心者向けスマートフォン・LINE講座) 15
 部会だより(青年部会・女性部会) …… 15
 「署長講演会」「新年賀詞交歓会」参加された皆様 16

● 表紙(写真説明) …… 第20回フォト・コンテスト入賞『春爛漫』(愛知県田原市) (株)フロムエーワーク 竹下 芳 様

発行所 (公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388)6896 FAX(3388)2550 e-mail jimukyoku@nakanohoujinkai.or.jp
 編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381)1423 FAX(3381)1743



新年賀詞交歓会

(令和4年1月13日(木) 於：中野サンプラザ)



横山会長



木村広報委員長



大月税制税務委員長



矢島総務委員長



宮治厚生共益事業委員長



濱総務組織(担当)



川村組織委員長



柴野公益事業委員長

出席して頂いた
中野税務署の
幹部の皆様



佐竹署長様



立花第1統括官様



逢坂審理上席様



内野審理調査官様



年頭の辞：横山会長



会場風景



令和3年度納税功労者の皆様



フォト・コンテスト入賞作品



フォト・コンテスト入賞者の皆様



入賞作品(ロビー)



川柳・入賞作品



税の川柳コンクール入賞者の皆様



絵はがき・入賞作品



祝電披露 他：佐藤専務理事

中野法人会の 無料法律相談 お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を...)

実施日時：4/1(金)、5/9(月)、6/1(水)、7/1(金) 13:00~17:00 (相談時間は、1案件：45分)
TEL:03-3388-6896 FAX:03-3388-2550 (担当) 佐藤・三國



祝 辞



中野税務署
佐竹署長

明けましておめでとうございます。

ただいま、御紹介いただきました中野税務署長の佐竹でございます。

令和4年の新春を迎え、公益社団法人中野法人会の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げます。先ほどは、コンクールの受賞者の皆様、おめでとうございます。

旧年中は、横山会長はじめ、役員並びに会員の皆様には、税務行政に対しまして、深い御理解と多大なる御協力を賜りましたことに、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、各種説明会・講演会等の開催はもとより、小学生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」や「租税教室」の開催など、租税教育活動、税の啓蒙活動に熱心に取り組み、正しい税知識の普及と納税道義の高揚にご尽力されておりますことに、心か

ら感謝申し上げます。

今後とも活発な会活動を通じて、企業経営と地域社会の健全な発展のために御活躍されますことを御期待申し上げます。

さて、間もなく令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。

会員の皆様方には、自宅のパソコンやスマホから、マイナンバーカードを利用したe-Taxでの申告を、是非お願いいたします。

なお、令和4年2月16日(水)から3月15日(火)までの申告書作成会場は、今年も、JR新宿駅徒歩10分の「新宿住友ビル地下1階」に設置しています。都庁の隣に変わりました。この期間は、中野税務署内に申告書作成会場はございませんので、会員の皆様のみならず、地域の皆様への周知の御協力をお願いいたします。

結びに当たり、公益社団法人中野法人会の更なるご発展と会員の皆様におかれましては、新しい年が幸多い年となりますよう心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。



ご来賓の皆様



役員の皆様

中野区だより

2022 中野区成人のつどい

(1月10日 於: サンプラザホール)

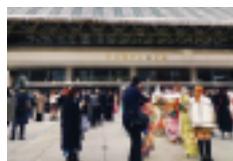
12月13日、社会福祉協議会を訪問。横山会長からチャリティ金等を寄付。



式典：酒井区長 内川議長 実行委員の皆様



会場内では...



会場のサンプラザホール前



会長より上村事務局長へ

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山岡 修治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、今年、令和4年(2022年)中に、暮らしに関する制度が色々変わりますので、それについての詳細を説明いたします。

1. 年金の「繰り下げ受給」が75歳までに

令和4年4月以降、年金の「繰り下げ受給」の受給開始年齢の上限が、従来の70歳から75歳に延長されます。それに伴い、繰り下げ受給による年金受給額の増額割合も、最大「42%」から「最大84%」まで引き上げられます。年金の「繰り下げ受給」とは、通常65歳からとなる年金の受給開始時期を、65歳以降に遅らせる制度のことです。

遅らせた期間に応じて、毎月の年金受給額が増額されます。

一方、年金の受給開始年齢を60歳から64歳に前倒しすることを「繰り上げ受給」といい、早くから年金を受け取ることができますが、繰り上げた期間に応じて年金受給額が減額されます。

現行制度では、繰り下げ受給をした場合には年金受給額が1ヶ月あたり0.7%増額し、70歳まで繰り下げると最大で42%増額します(0.7%×60ヶ月=42%)。これが、令和4年4月以降は、「75歳」まで延長されます。増額率はこれまでと変わらず1ヶ月あたり0.7%となっており、75歳まで繰り下げた場合には、65歳から受給を開始するよりも1ヶ月あたり84%も年金受給額が増額することになります。ただし、増減率に目が行きがちですが、肝心なのは「月単位で年金が増えるので、収入や働き方に応じて上手に活用すること」が大切です。年金受給増額に企業年金などが加算されると、医療費などの窓口負担割合が上がる可能性を見落としがちですので注意が必要です。

なお、遺族年金や障害年金は、老齢年金とは異なる制度のため、繰り上げ受給や繰り下げ受給の対象とはなりません。

2. 住宅ローン減税の変更

令和3年12月24日、**令和4年度税制改正**大綱が閣議決定されました。住宅ローン減税は、住宅ローンの年末残高(所定の借入限度額を上限)に控除率を乗じた額について、所得税(住民税)から税額控除される仕組みです。

[税額控除額=

借入残高(借入限度額を上限)×控除率]

→控除期間にわたり毎年税額控除されます。

この「控除率」について、新築住宅所得の場合、令和4年から令和7年の入居については、現行1%から0.7%となり、一般住宅の借入限度額も4,000万円から3,000万円へ引下げられます。

また、控除期間は、新築住宅の場合は原則13年、既存住宅は10年となる等、大きく改正される予定です。

なお、2050年カーボンニュートラルの実現の観点から、認定住宅(長期優良住宅及び低炭素住宅)、ZEH水準省エネ住宅等については、借入限度額の上乗せ措置が講じられる予定です。

この見直しの背景には金利低下があります。従来の控除率1%を下回る低金利が増え、支払利息より控除額が大きい「逆ざや」状態が広がり、会計検査院の指摘を受けることになりました。今回、その指摘に応える形で改正される予定ですが、いずれも国会での法律成立が前提です。

3. 高齢者医療制度の見直し

10月1日以降、75歳以上の人の医療費の窓口負担割合が2割となります。

75歳以上の高齢者の窓口負担割合を2割とすることについては、令和2年12月15日に閣議決定され、令和3年通常国会において成立しました。

この見直しについては、閣議決定された当時

の方針では「少子高齢化が進み、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となり始めることで、後期高齢者支援金の急増が見込まれる中で、若い世代は貯蓄も少なく住居費・教育費等の他の支出の負担も大きいという事情に鑑みると、負担能力のある方に可能な範囲でご負担いただくことにより、後期高齢者支援金の負担を軽減し、若い世代の保険料負担の上昇を少しでも減らしていくことが、今、最も重要な課題である」とされ、その結果、後期高齢者であっても、課税所得が28万円以上かつ「年金収入+その他の合計所得金額」が年収200万円以上の方に限って、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方は1割とすることとし、開始時期は10月1日からとなっています。負担感は大きくなりますが、激変緩和措置も用意され、外来受診で施行後3年間は、1ヶ月の1割負担の場合と比べた負担増を、最大でも3,000円に収まるようになっています。

4. 成年年齢が18歳に

平成30年(2018年)6月に、民法の定める成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする「民法の一部を改正する法律」が成立しました。この改正法は、令和4年4月1日から施行されます。

民法が定める成年年齢には、①一人で有効な契約をすることができる年齢という意味と、②父母の親権に服さなくなる年齢という意味があります。未成年者が契約を締結するには父母の同意が必要であり、同意なくして締結した契約は、後から取り消すことができます。また、父母は、未成年者の監護及び教育をする義務を負います。

民法が定める成年年齢を18歳に引き下げると、18歳に達した者は、一人で有効な契約をすることができ、また、父母の親権に服さなくなるようになります。

また、改正法では、女性の婚姻開始年齢(結婚することができるようになる年齢)についても見直しがされています。婚姻開始年齢は現在、男性18歳、女性16歳とされていますが、女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ、男女とも18歳にならなければ結婚することができないこととなっています。

「3月8日は国際女性デー」



3月8日は日本でも浸透してきた国際女性デーです。

国際女性デーとは世界中の女性の権利を守り、女性の活躍を支援するために世界中で祝われている記念日です。1977年に国連は毎年3月8日を公式に国際女性デーと制定しました。

3月8日となった理由は、1917年ロシアの二月革命で女性が選挙権を得たという出来事に由来しています。イタリアでは、この時期に開花するミモザがイタリアの国際女性デーのシンボルとなり「ミモザの日」と呼ばれています。

3月の税務と労務

- ・ 国税/令和3年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
- ・ 国税/個人の青色申告の承認申請 3月15日
- ・ 国税/贈与税の申告 2月1日～3月15日
- ・ 国税/2月分源泉所得税の納付 3月10日
- ・ 国税/個人事業者の令和3年分消費税の確定申告
3月31日
- ・ 国税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日
- ・ 国税/7月決算法人の中間申告 3月31日
- ・ 国税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日
- ・ 地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告 3月15日

4月の税務と労務

- ・ 国税/3月分源泉所得税の納付 4月11日
- ・ 国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
5月2日
- ・ 国税/8月決算法人の中間申告 5月2日
- ・ 国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
5月2日
- ・ 地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- ・ 地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・ 地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・ 地方税/軽自動車税の納付
4月中において都道府県の条例で定める日

行動する法人会

—令和4年度税制改正に関する提言—

全法連では、令和4年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業関係)
11月25日

財政・金融・証券関係団体委員長
古川 康 氏 他



立 憲 民 主 党

財務金融部会 税制改正ヒアリング
11月26日

財務金融部会長 牧山ひろえ 氏 他



国 民 民 主 党

税制調査会 税制改正ヒアリング
12月3日

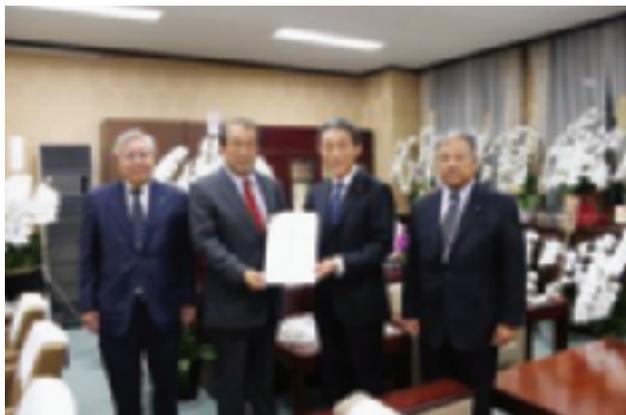
税制調査会長 大塚 耕平 氏 他



財務省

11月9日

財務副大臣 大家 敏志 氏



右から 田中税制副委員長、大家副大臣、
飯野税制委員長、松崎専務理事

国税庁

表敬訪問 12月13日

長 官 大鹿 行宏 氏
次 長 重藤 哲郎 氏
課税部長 星屋 和彦 氏



左奥から 星屋課税部長、大鹿国税庁官、重藤次長
右奥から 飯野税制委員長、小林会長、松崎専務理事

総務省

10月20日

自治税務局長 稲岡 伸哉 氏

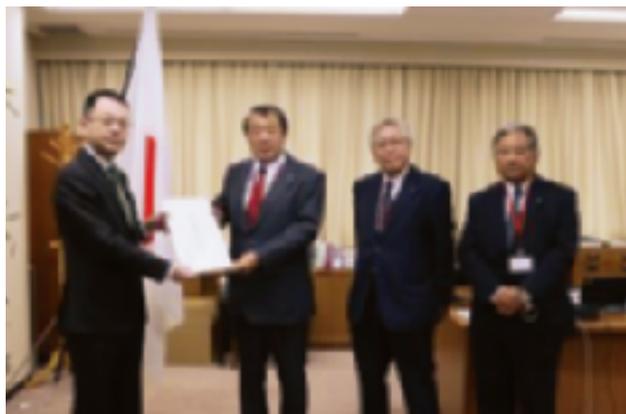


右から 稲岡自治税務局長、飯野税制委員長、
田中税制副委員長、松崎専務理事

中小企業庁

10月20日

長 官 角野 然生 氏
事業環境部長 飯田 健太 氏



左から 角野中小企業庁官、飯野税制委員長、
松崎専務理事、田中税制副委員長



中野法人会は、12月に長妻・鈴木(隼)・鈴木(庸)衆議院議員、
酒井区長、内川議長に提言書を送付しました。

税 務 署 だ よ り

これからのe-Taxのご利用(確定申告)は、



マイナンバーカードが便利です!

マイナンバーカードにはこんなメリットが!

スマートフォンやパソコンで行政手続きができる!

・確定申告などの行政手続きをオンラインで行うことができます。

本人確認書類になる!

・ライブ会場の入場、携帯電話の契約、会員登録などの本人確認に利用できます。

健康保険証としても使える!

・マイナポータルアプリ等により申込みを行うと、健康保険証としても利用できます。

コンビニで各種証明書が取得できる!

・お近くのコンビニで、住民票の写しや印鑑登録証明書などが取得できます。

民間のサービスで使える!

・オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などにご利用できます。

マイナポータルで暮らしが便利に!

・マイナポータルは、政府が運営するオンラインサービスです。

・マイナポータルをご利用いただくと、子育てや介護をはじめとする行政手続きのオンライン申請がワンストップで行えたり、行政機関からのお知らせを受け取れたりします。

マイナンバーカードの詳細について

マイナンバーに関するお問合せ先やマイナンバーカードの申請方法は、以下のとおりです。



マイナンバーに関するお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル 平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30
0120-95-0178 (年末年始を除く)



税 務 署 だ よ り

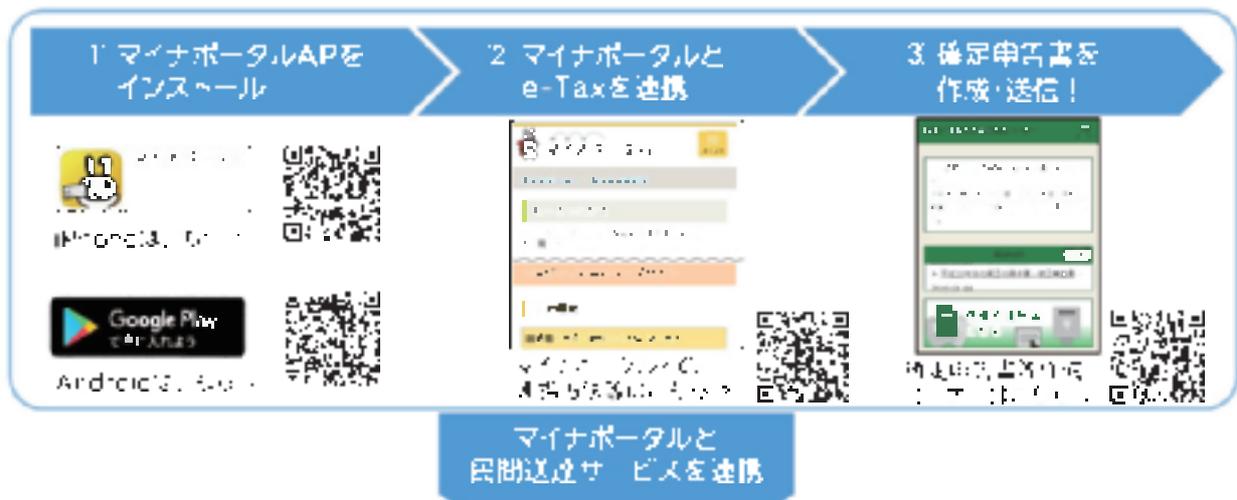
マイナンバーカードとスマホで確定申告！

スマートフォンでマイナンバーカードを読み取り、「確定申告書作成コーナー」にアクセスすれば、自宅等から確定申告書の作成・提出(送信)ができます。

事前に準備が必要なものは以下の2つ！



スマートフォン申告までのおおまかな流れ



マイナポータル連携による控除証明書等データの取得・自動入力！

マイナポータルと「My Post」や「e-私書箱」を連携することにより、各種控除証明書等のデータが確定申告書に自動入力されます！

<p>令和2年分から対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅ローン関係 株式等の取引関係 生命保険料控除証明書 <p>※ 自動入力に対応している証明書等の発行元(例: 生命保険料控除証明書の保険会社等)はこちら</p> 	<p>令和3年分から対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税 地震保険料控除証明書 医療費関係 国民年金保険料 	<p>令和4年分以上順次拡大予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保険料 還付徴収票 <p>※ その他の内容については、順次拡大予定！</p>
---	--	---

⚠ ID・パスワード方式ではマイナポータルからの自動入力はご利用いただけません

国税庁・税務署

税 務 署 だ よ り

確 定 申 告 × マ イ ナ ポ ー タ ル

自動入力対象が拡大 (注1、2、3)

ふるさと納税

株式の特定口座

住宅ローン控除関係

生命保険

地震保険

医療費 (注4)



令和3年分確定申告から
さらに広がる自動入力！

注1 自動入力するためには、裏面の事前設定が必要となります。

注2 自動入力可能な証明書等は発行元がマイナポータル連携に対応している必要があります。
国税庁HPの「マイナポータル連携特設ページ」でご確認ください。

マイナポータル連携
特設ページはこちら

注3 令和3年分確定申告から、ふるさと納税及び地震保険もマイナポータル連携の対象になります。

注4 医療費について、令和3年分の確定申告では、令和3年9月～12月分の**医療費通知情報（保険診療分）**が令和4年2月上旬にマイナポータルから取得可能となる予定です（令和4年分以降は1年間を通じた医療費通知情報（保険診療分）が取得可能となる予定です。）。



今後、自動入力対象をさらに拡大していく予定です。

税 務 署 だ よ り

～マイナポータル連携を行う前の事前設定～

STEP 1 マイナンバーカードの取得

マイナンバーカード
の取得申請はこちら



メリットいっぱい！マイナンバーカード

コンビニで
各種証明書が
取得できる

本人確認書類
になる！

健康保険証と
一体化予定
【令和3年10月～本格運用】

運転免許証と
一体化予定
【令和6年度末】

STEP 2 マイナポータルの開設

「マイナポータルサービス」にアクセス！

マイナポータルの
開設はこちら

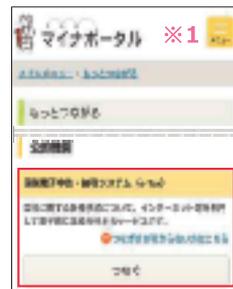


STEP 3 マイナポータルの 「もっとつながる」設定

マイナポータルの「もっとつながる」メニューから
マイナポータルとe-Tax(※1)及び
民間送達サービス(※2)をつなぎます。



マイナポータル「もっとつながる」メニュー画面



STEP 4 証明書等の発行元と民間送達サービスをつなぐ(連携)設定

- ① 証明書等の発行元(例：ふるさと納税のポータル事業者等)
がマイナポータル連携に対応していることと、
どの民間送達サービスを利用しているか確認します。
- ② 発行元のサイトから民間送達サービスと連携するための手
続を行います。
手続方法は上記STEP3の民間送達サービスから一連の流れ
で行えます(発行元が対応している場合)。
ご不明な場合は、発行元にお問い合わせください。

マイナポータル連携可能な
証明書等発行元一覧はこちら



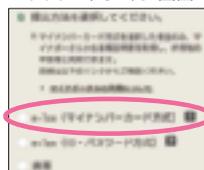
STEP 5 確定申告書等を作成

確定申告



確定申告書等作成コーナーへ

スマートフォン画面



パソコン画面



- ・各種設定には、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン(又はICカードリーダライタ)が必要です。
- ・控除証明書等データがマイナポータル経由で取得可能となるには、STEP4の設定後、数日要する場合があります。
- ・このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。



都 税 だ よ り



中野都税事務所

【令和3年度版】

地方税はインターネットでラクラク申告！

エルタックス
eLTAX

地方税ポータルシステム

電子申告をご利用ください！

こんなメリットがあります

- 自宅やオフィス等のパソコンからインターネットで申告できます
- 複数の地方公共団体へまとめて申告できます
- eLTAX対応の市販の税務・会計ソフトのデータを利用して申告できます
- eLTAX用ソフトPCdesk(DL版)が無料でダウンロードできます



エルタックスイメージキャラクター
エルレンジャー



主税局イメージキャラクター
タックス・タクちゃん

都税について以下の手続きが利用できます

法人事業税・都民税 特別法人事業税/地方法人特別税	事業所税 (23区内)	固定資産税(償却資産) (23区内)
電子申告 予定申告 中間申告 確定申告 均等割申告 修正申告 清算確定申告 等	電子申告 納付申告 修正申告 免税点以下申告 事業所用家屋貸付等申告	電子申告 償却資産申告
電子申請・届出 法人設立・設置届出 異動届出 延長申請・届出 減免申請 連結承認届出 更正の請求 等	電子申請・届出 事業所等新設・廃止 減免申請 みなし共同事業に関する明細 等	都民税利子割・配当割・ 株式等譲渡所得割 令和3年9月21日開始
電子納税 本税 延滞金 加算金 見込納付	電子納税 本税 延滞金 加算金	電子申告・納税 当初申告 追加申告 本税 延滞金 加算金

大法人の電子申告が義務化されました

平成30年度税制改正により、**大法人**(事業年度開始の時ににおいて資本金が1億円超の法人等)が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・都民税・特別法人事業税の申告は、eLTAXによる提出が義務化されました。

制度の概要等については、東京都主税局ホームページをご覧ください。



電子納税がさらに便利になりました

- **ダイレクト納付が可能**
事前に登録した金融機関口座から指定した税額を引き落とすことができるようになりました。
- **全国の自治体に電子納付可能**
 - 一度の操作で複数の自治体に一括納付できるようになりました。
 - 東京都の公金収納取扱金融機関等以外からも納付できるようになりました。

東京都主税局・都税事務所

中野区だより



12月16日 初心者向け「スマートフォン・LINE」講座(於:専門学校テクニカルカレッジ) (山手通り方面から)会場のテクニカルカレッジ(旧・日本閣方面から)

部会だより

《青年部会》

◆12月10日「研修会」を開催◆

12月10日「第565回研修会」が行われました。

今回は、内部講師による研修という事で、(株)高島屋:佐野哲平社長にお願いし、「個人不動産投資」について研修して頂きました。



～ 参加された皆様 ～ 講師の佐野氏 渡邊部会長

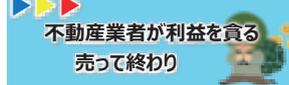
なぜ不動産投資なのか



信用と信枠にて 銀行融資で資産を作るのが 投資として圧倒的に有利



なぜ失敗するのか...?? それは...



中間省略取引の事例

Cが3000万円で購入したにもかかわらず、BはAに対して2000万円で購入したとみせかけた(転売利益目的)



気になる利益は

- ◆表示物件価格 3,000万
 - ◆実際取引価格 2,000万
 - ◆不動産会社利益
- 差額 1,000万 + 法定手数料

不動産業界に 不安を持つ皆様



《女性部会》

◆『第12回 税に関する絵はがきコンクール』を開催◆ (区内3ヶ所で展示)



～～～～ 12月8日:表彰式 ～～～～

～～ 12月14日～12月31日 JR中野駅ガード下“夢通り” ～



～～～～ 常設展示(法人会館) ～～～～

～～ 1月11日～1月31日 西武信用金庫 本店1階 ～



～～～～～～～～ 2月7日～2月14日 中野サンプラザ1階 イベントスペース ～～～～～～

＝「署長講演会」「新年賀詞交換会」参加された皆様＝

